

### <研究ノート>兵卒の履歴簿：三鷹村在郷軍 人名簿からみた日露戦争

WATANABE, Yutaka / 渡辺, 穰

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

49

(開始ページ / Start Page)

58

(終了ページ / End Page)

70

(発行年 / Year)

1997-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011255>

## 〈研究ノート〉

## 兵卒の履歴簿

— 三鷹村在郷軍人名簿からみた日露戦争 —

## 序

一九九四年に日清戦争一〇〇周年を迎えた。そして、あと七年後の二〇〇四年には日露戦争一〇〇周年を迎えようとしている。通常、歴史は関係者が物故して初めて生まれる、などと言われている。既に日露戦争から九二年が経過し、上は明治天皇から下は参加兵卒まですべて物故した現在、改めて歴史としての真価が問われようとしている。

しかし、最近の日露戦争に対する解釈の中で最も欠けているのは、「兵卒の立場からみた日露戦争」である。戦争において実際の戦場で闘っているのは天皇でも首相でも参謀総長でもなく、他ならぬ兵卒である。これら兵卒が、どのような制度の下で、どのように考え、どのように行動したかを知ることにより、戦争の根底が理解できる。

だが、兵卒の立場は容易に理解できない。徴兵・召集という制度自体が複雑であり、肝心な兵卒自身も誤った認識をもっている

場合がある。さらには兵卒の手記・記録においても、誤記・記憶違い・自己顕示などによりすべてが正確であるとはいえず、且つ高階級・高学歴者偏重に陥りがちである。その手記・記録ですら、太平洋戦争期に比べて日露戦争期は一層少なく、体系的に網羅して考察することが困難である。

この困難な兵卒の立場の理解に対し、大江志乃夫は緻密な論述に多数の兵卒の記録・手記を織りまぜて「日露戦争の軍史的研究」を記し、五〇〇通以上もの軍事郵便の内容を通じて兵卒の行動・心情を描写した「兵卒たちの日露戦争」を世に送った。日露戦争研究に一石を投ずるものであり、「兵卒の立場からみた日露戦争」という解釈に示唆を与える書である。

私が「兵卒の立場からみた日露戦争」を論述する契機となったのは、大江志乃夫との出会い、そして東京都公文書館所蔵「三鷹村在郷軍人名簿」との出会いである。兵卒個々の記録・手記が個人的内容であり誤記も多いことに対し、三鷹村在郷軍人名簿は多数の兵卒の記録が綴られている「履歴簿」であり内容もそれなり

に正確である。この三鷹村在郷軍人名簿を無味乾燥的事実の羅列に留めず、組織・制度・法令を追求し、ある程度の推定も含みながら兵卒の立場を明らかにして、日露戦争の根底に迫ってみる。

(通常において戦闘員のことを「兵士」と呼ぶが、日露戦争期では「兵卒」が一般的なので、ここでは「兵卒」で統一する。)

### 一 三鷹村在郷軍人名簿

#### (一) 三鷹村と兵事事務

一八八八年に市制町村制が公布され、翌八九年四月一日から新しい町村が成立することになった。三鷹村もその一つであり、従来の組合役場・戸長を廃し、旧十カ村を統合して誕生した。当時の三鷹村は、戸数七二六戸・人口五〇六人・吏員は村長以下六名という小さな村であり、現在と違って武蔵野の風合を色濃く残していた。この武蔵野の一角にある小さな村を誕生させた市制町村制は、明治政府による地方自治制度の完成でもあった。これら明治政府による地方自治制度と同時に整備されたのが国民皆兵、すなわち徴兵制である。

国民皆兵の具現たる徴兵制が実質的に成立したのは一八七三年の徴兵令公布による。しかし、当時はまだ地方自治体が完全に整備されておらず、肝心な軍組織も明治維新直後で混沌としている状態であり、徴兵令は度重なる改正を余儀なくされた。その後、徴兵令は一八七五年・一八七九年・一八八三年と全文改正され、徴兵令を補う徴兵事務条例も一八七九年に公布されて同様に改正がなされた。これら徴兵法令の改正は、軍組織の整備とともに地

方自治体制度の確立と無関係ではない。

市制町村制の実施とはば同時に徴兵令が全文改正され、同時に徴兵事務条例・徴兵事務条例施行規則も公布された。以後の徴兵法令は再び改正を繰り返すが、敗戦まで大きな変化はない。すなわち、地方自治制度の完成は同時に徴兵制度の完成でもあり、市町村役場は「軍の窓口」という一面を持つことになった。

#### (二) 三鷹村在郷軍人名簿

徴兵制の整備と軍組織の確立・増強は、地方自治体の兵事事務を徐々に複雑なものとした。だが、徴兵制の整備による常備徴集兵員の増加は、同時に戦時要員の増加すなわち召集制度の確立をも意味していた。

召集制度の確立に力を注いでいたのは、主に陸軍であった。平時の兵力でそのまま戦時に移行できる海軍に比し、陸軍は予算的にも、そして労働人口確保のためにも大兵力を平時に養うことはできなかった。そのため、召集制度の確立は絶対不可欠な要因であった。

陸軍は一八七五年に早くも「後備軍召集条例」を公布し一八八六年に「陸軍召集条例」が公布されたが、改正を余儀なくされたのは前項と同様である。そして、徴兵制と地方自治体の完成、合わせて日清戦争で実際の戦時召集を経た一八九六年に陸軍召集条例が全文改正され陸軍召集条例施行細則が公布された。ここに兵事事務は徴兵と召集という二系統となり、「軍の窓口」としての市町村役場業務は更に複雑となった。この軍の窓口たる市町村役

図1 三鷹村在郷軍人名簿総数

① 三鷹村在郷軍人名簿総数

役種	兵種	近 衛 師 団 要 員					その他	計	
		歩兵	騎兵	砲兵	砲兵 輸送	工兵			輜重 輸送
婦 休(在郷現役)							2	2	
予 備 役		5					4	9	
後 備 役		7	1	3	1	2	3	17	
補充兵役(教育召集)		3		1		4		8	
(戦時召集)							7	7	
計		15	1	4	1	6	16	43	
第 一 師 団 要 員									
婦 休(在郷現役)		7					1	8	
予 備 役		21		9			7	38	
後 備 役		12	2	4	1		4	24	
補充兵役(未教育)		62	2	24	1	4	62	155	
(教育召集)		4						4	
(戦時召集)		15		6	2		5	28	
計		121	4	43	4	4	79	257	
第 七 師 団 要 員									
婦 休(在郷現役)		3						3	
予 備 役		3					1	4	
後 備 役		6					2	8	
補充兵役(教育召集)		2						2	
(戦時召集)		2						2	
計		16					3	19	
総 計		152	5	47	5	10	98	2	319

② 日露戦争参加者総数

参戦地	兵種	近 衛 師 団 要 員					その他	計	
		歩兵	騎兵	砲兵	砲兵 輸送	工兵			輜重 輸送
九連城	～	4		1		2	1	8	
沙河	～	2		2		1	1	6	
奉天	～	2					2	4	
奉天以降		3	1	1			5	10	
その他							1	1	
国内						1		2	
計		11	1	4	1	3	10	1	31
第 一 師 団 要 員									
南山	～	3	1	4	1		5	14	
旅順	～	2						3	
奉天	～	8						8	
奉天以降		11		4	1		2	18	
その他							1	1	
国内		4			1		1	6	
計		28	1	8	3		9	1	50
第 七 師 団 要 員									
旅順	～	4					1	5	
奉天	～	4						4	
奉天以降		2						2	
国内							1	1	
計		10					2	12	
総 計		49	2	12	4	3	21	2	93

場が、召集に関する基本資料として作成・管理していた書類が「在郷軍人名簿」である。

一八九六年陸軍召集条例・陸軍召集条例施行細則は、市町村村制施行後に初めて改正された召集法令でこそあるが、まだ現状に適合したものでなかった。このため、一八九九年に再び全文改正がなされた。一八九九年陸軍召集条例第八条に「町村長ハ在郷軍人名簿ヲ調整シ常ニ其ノ異動ヲ訂正スヘシ」と規定され、市町村役場は余すことなく在郷軍人を把握することになった。市町村役場は一八九九年から在郷軍人名簿を調整することになったが、その様式について一八九九年陸軍召集条例に規定はなく、恐らく師団召集事務規定・県召集事務細則などに様式が提示されたと考えられる。その後、一九〇七年に陸軍召集条例施行細則が一部改正され、在郷軍人名簿の様式が提示された。この様式が三鷹村在郷軍人名簿のものである。三鷹村在郷軍人名簿がそっくりそのまま残っていた理由は、一九一三年に陸軍召集令・陸軍召集令施行細則が公布された際に在郷軍人名簿の様式が変更されたため、すべて新しく書き直したことが原因である。それでも在郷軍人名簿が完全な状態で残っていることは希有であり、三鷹村を除いては富山県東砺波郡庄下村のほかには私は確認していない。

三鷹村在郷軍人名簿の特性としては、一八九六年徴集の後備役兵から一九一三年徴集の傭休兵（在郷現役）までが網羅されており、日露戦争出征者が多数含まれている。人数でみると総数三一九名、そのうち九三名の日露戦争参加者が確認できる（図一）。更に、備考欄には経歴・賞罰が記載されており、兵卒個々の戦歴

が容易に推測できる。

## 二 兵卒の戦歴

### (一) 終始一貫——村越一等卒の場合

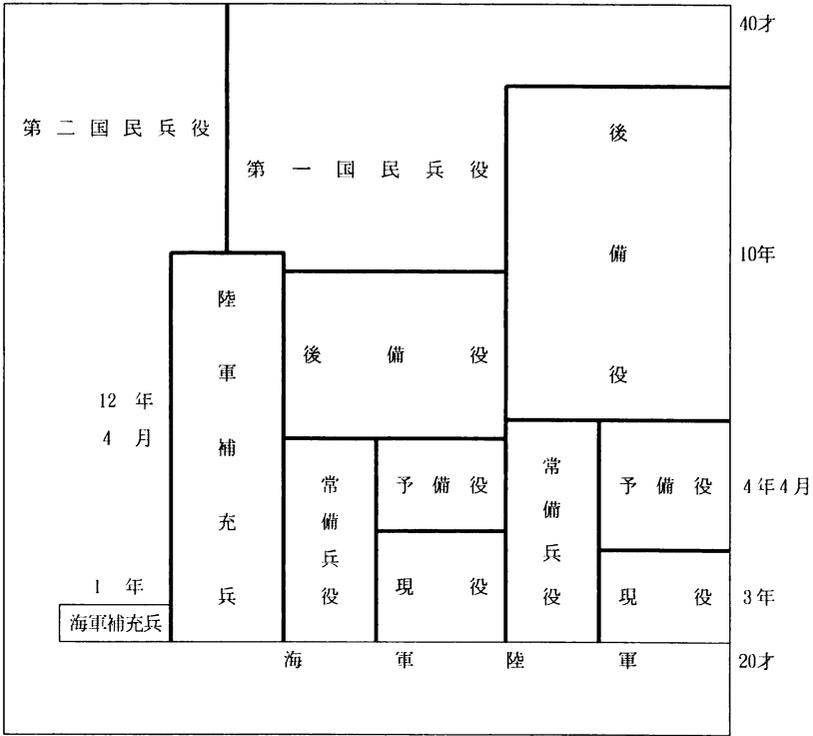
近衛歩兵一等卒村越次郎吉

「徴兵トシテ明治廿三年十二月一日近衛歩兵第一連隊へ入隊 明治廿六年十一月廿四日除隊 明治廿七年二月八日近衛歩兵第一連隊充員召集ニ応ジ日露戦役従軍清国大石橋附近、沙河附近、奉天附近会戦等ノ戦闘ニ参与ス 明治廿八年十二月十一日復員ニヨリ召集解除 明治廿九年四月一日戦役ノ功ニ抛リ功七級金鶏勲章並ビ年金百円及勲八等白色桐葉章下賜」

村越一等卒は一九〇〇年の徴兵検査で甲種合格となり、抽籤の結果、現役兵として入隊した。現役の服役期間は当時三年であった（図二）。さらに、入営先は日本陸軍頭号連隊たる近衛歩兵第一連隊である。近衛師団は一般師団としての任務のほかに、禁衛守衛すなわち皇居の警備や天皇・皇族の護衛という他師団にない任務があった。このため優秀な壮丁が選ばれ、特に歩兵隊と騎兵隊では隊員が全国から徴募された。近衛歩兵第一連隊は一八七四年一月に初めて軍旗を授与された連隊であり、歴代皇太子の隊員連隊としても著名である。恐らく村越一等卒も三年間の現役期間中に、各種守衛・儀仗勤務に服したことと思われる。

一九〇三年一月二四日、善行証書授与とともに村越一等卒は満期除隊した。しかし、日露戦雲急を告げ、在郷わずか二カ月の一九〇四年二月八日に充員召集を受けた。充員召集とは戦時召集

図2 兵役年限・役種



○ 1889年法律第1号徴兵令、1904年勅令第212号徴兵令改正より作表  
 ○ 雑卒・下士官・士官・海軍志願兵は、それぞれの規定による

(いわゆる「赤紙」は戦時召集の令状)の一種で、動員令を受けて部隊が平時編成から戦時編成へ移行する際の戦時要員補填である。他の戦時召集には、出征した部隊の欠員を補充する補充召集(後の臨時召集)がある。村越一等卒は、現役時と同じ所属である近衛歩兵第一連隊に充員召集された。

村越一等卒が召集された前後の国内外情勢を見てみると、二月四日御前会議で日露開戦に決定、二月五日国交断絶、同日近衛師団他に動員下令、二月八日旅順口奇襲、二月九日仁川沖海戦、二月一〇日宣戦布告、となっている。開戦決定から宣戦布告までの短い間に、陸軍は先遣兵力の動員、海軍は先制攻撃で制海権の確保という行動を起こした。時代の大きなうねりは三鷹村にいた村越一等卒をも巻き込んだ。

動員された村越一等卒を含む近衛歩兵第一連隊の戦歴は、まず三月一二日に朝鮮・鎮南浦に上陸し、満州に向け前進を開始した。緒戦は三月二八日の定州付近の戦闘であり、近衛歩兵第一連隊と近衛騎兵連隊が先陣を切った。この戦闘は近衛歩兵第一連隊のみならず、日露陸戦の緒戦であった。以後、鴨緑江渡河戦、様子嶺付近の戦闘、遼陽会戦、沙河会戦、奉天会戦と、

果てしもない戦闘が続くことになる。

村越一等卒の在郷軍人名簿と比較してみると、在郷軍人名簿では「清国大石橋附近、沙河附近、奉天附近会戦等ノ戦闘ニ参与ス」とある。「大石橋」となっているが、大石橋は近衛師団の進撃路から大きく外れており、近衛師団が戦闘した形跡はない。恐らく「大石橋」は、「九連城（鴨緑江河畔近辺）」であろう。また、遼陽会戦に参加していないことになるが、負傷・疾病等で参加しなかったのか、記載漏れであるかは定かでない。在郷軍人名簿の戦歴記載は、役場の兵事係が郵便もしくは直接本人に確認し、軍隊手牒等から写したものであるので、やや不確実な面もある。

日露戦争での近衛歩兵第一連隊の損害は図3の通りである。特に遼陽・沙河・奉天会戦での損害が多いのは各部隊共通だが、近衛歩兵第一連隊も遼陽会戦での揚河左岸の戦闘、沙河会戦での歪頭山・馬耳山の戦闘、奉天会戦での唐家台・民家屯の戦闘でそれぞれ多くの損害を出した。村越一等卒も恐らくこれらすべての戦闘に参加したはずである。一九〇四年二月八日の充員召集から一九〇五年二月一日の平和復興による復員まで、その間三月二十八日の定州の戦闘から翌四月二十七日の昌図追撃戦をも含め、一年十ヵ月に亘る長い戦地勤務であった。緒戦から復員まで、文字通り「終始一貫」して戦い抜いた。これらの戦功は武勲著しいと認められ、復員後の一九〇六年四月一日付日露戦役論功行賞で、功七級金鶏勲章が村越一等卒へ授与された。

兵卒の履歴簿（渡辺）

## (二) 激戦——山岸上等兵の場合

陸軍歩兵上等兵山岸源次郎

「明治廿七年三月九日歩兵第一連隊充員召集二応ジ日露戦役従軍清国金州及南山、旅順包囲軍、奉天附近ノ戦闘ニ参与ス」

私が、初めて東京都公文書館で三鷹村在郷軍人名簿を見た時、湧きあがる興奮を禁じ得なかった。それは、日本でも数少ない在郷軍人名簿であることや日露戦争参加者が多数含まれているなどもさることながら、日露戦争で幾多の苦戦を強いられ最大の損害を出した第三軍に所属した、東京第一師団の兵卒の戦歴が多数含まれていたことによる。日露戦争最大の激戦は、三回の攻撃に失敗した旅順攻囲戦と、日露陸戦の雌雄を決した奉天会戦であった。これらの激戦において、第三軍はことごとく大損害を蒙った。緒戦から第三軍に属していた東京第一師団は旅順・奉天で高い死傷率を示し、さらに第三軍の戦闘序列に入る前に、第二軍の指揮下で金州・南山の激戦を経ており、それらの戦闘に参加した兵卒の記録は、私にとって十分過ぎるほど興味のあるものであった。

山岸上等兵は、一九〇四年三月九日に歩兵第一連隊へ充員召集された。山岸上等兵は一八九九年徴集であり、現役時も同連隊に入隊している。通常、徴集される兵卒の大部分は歩兵であり、連隊区直属の歩兵連隊へ入営する。近衛師団や人口の少ない旭川第七師団の徴集を担当する第一師管区でも、多くの壮丁が連隊区直属の歩兵連隊（三鷹村）を徴集している麻布連隊区の場合は歩兵第一連隊へ入営した。山岸上等兵も、その選から漏れず歩兵第一

連隊に徴集され、日露戦争でも同じ連隊に召集された。

日清戦争における死者は戦死よりも病死のほうが多かった。このことは、火器の未発達による戦死者の過少と、酷寒の地満州での行動や猖獗の地である台湾平定による病死の過多が影響している<sup>(9)</sup>。これに対して、日露戦争では火器の発達、統一した大兵力の運用・指揮、兵力の短期間大量補充により、膨大な兵卒の戦死傷、特に歩兵兵卒の損耗が顕著であった。山岸上等兵の所属した歩兵第一連隊を例にとると、図3の通り非常に高率である。奉天会戦での死傷率が第一師団の死傷率より低いのは、最も激戦であった田義屯の戦闘に歩兵第一連隊は間接的にしか参加しておらず、他の歩兵連隊の高い死傷率が第一師団全体の死傷率を上げているためである。

ここで、戦時定員からみた師団内下士兵卒の歩兵対非歩兵の比率を見ると、一対〇・六〇となる。図1による第一師団要員の人数を見ても、歩兵二四人に対し非歩兵一三人、比率は一対〇・五四となり上記比率とはほぼ同様である。しかし、その中から充員召集されて金州・南山戦から戦い抜いた人数のみに限定すると、歩兵三人に対し非歩兵八人、比率に直すと一対二・六六で完全に逆転してしまう。このことは、歩兵兵卒の死傷率が高いこともさることながら、第一師団の戦闘が激烈であったことに他ならない。この第一師団歩兵要員で、充員召集から復員まで戦い得た、わずか三名の一人が山岸上等兵である。

三鷹村から歩兵第一連隊に充員召集された人数は、在郷軍人名簿から推定できない。しかし、多数の三鷹村出身者が現役と充員

召集を問わず、開戦時の歩兵第一連隊に所属していたに違いない。これら三鷹村出身者は、前記三名以外ごとく戦死もしくは負傷による兵役免除となった。山岸上等兵は復員後の論功行賞で功七級金鷄勳章が授与されたが、恐らく金鷄勳章よりも自分が生き残れた幸運を噛みしめていたに違いない。

### (二) 塞翁馬——清水一等卒の場合

陸軍歩兵一等卒清水三右衛門

「軍楽生徒トシテ明治廿八年十一月一日軍楽学校へ入校 明治廿二月一日陸軍軍楽生申付ケラル 明治廿六年二月十日陸軍服役条例第六十六条ニヨリ歩兵一等卒 明治廿七年三月九日歩兵第一連隊充員召集疾病ニ依リ三月十八日召集解除 明治廿七年八月一日近衛歩兵第三連隊補充大隊へ補充召集ニ応ジ日露戦役従軍清国奉天付近戦闘参与」

清水一等卒の経歴は三鷹村在郷軍人の中で最も変わっている。その経歴は紆余曲折、運と不運の連続であり、「人間万事塞翁が馬」の感がある。

清水一等卒は、日清戦争終了後間もない一八九五年一月に軍楽生徒として陸軍軍楽学校に入校している。軍楽部は各兵科各部の中で最も人数が少なく、明治中期の段階で約二〇〇名に過ぎない。このため、軍楽部兵卒の補充は他兵科と異なり、一般徴兵からの徴募は全く行わず、すべて志願者からの選抜によった。採用人数も一〇乃至三〇名程度であり、少なくとも、一〇倍を超える応募があった。清水一等卒は、一八歳のときに軍楽生徒を受験

し、幸運にも合格した。

軍楽学校を卒業した清水一等卒は、一八九七年二月に楽生と  
なった。軍楽部の階級・服役制度は特殊であり、学校を卒業した  
生徒は一等卒相当の楽生となり、勤務年数・能力に応じて上等兵  
相当の楽手補、下士相当の楽手へと進級していく。一八九九年に  
階級制度が改正され、軍楽部は楽生の階級がなくなり、学校を卒  
業した生徒はすべて楽手補となった。恐らく清水一等卒も一八九  
九年の段階では、楽手補の階級にあったと思われる。

軍楽部は、選ばれた人間であることと、士気高揚のための演奏  
が任務であるため、優遇された存在であった。一般部隊では限ら  
れた優秀な兵卒しか進級できない上等兵の階級が、学校を卒業し  
ただけで与えられる。さらには、楽手補は一般兵卒が兵営で拘束  
されるのに対し、宮外居住が許可され、俸給も宮外加俸などが加算  
されて高額であり、軍服もきらびやかである。しかし、このよう  
な清水一等卒の優雅な生活も長くは続かなかつた。在郷軍人名簿  
の記載によると「明治廿六年二月十日陸軍服役条例第六十六条ニ  
ヨリ歩兵一等卒」とある。陸軍服役条例第六十六条には「下士ニシ  
テ禁固ノ刑ニ処セラレ……官ヲ免ゼラレタル者ハ……歩兵科ノ一  
等卒ト為ス……」と規定されている。恐らく清水一等卒は一九〇  
三年の段階で、軍楽部の下士である三等楽手に任官しており、罪  
を犯したために歩兵一等卒へ降等されたのである。

降等された清水一等卒は、同日付で予備役編入・除隊となった  
が、在郷一年余で日露開戦により充員召集された。日露戦争での  
歩兵兵卒戦死率が一〇・八パーセントであるのに対し、軍楽部の

戦死傷者は一人もいない<sup>(14)</sup>。軍楽部から歩兵への転科は、天国から  
地獄への落下である。しかし、清水一等卒は充員召集された歩兵  
第一連隊で、疾病により召集解除となっている。そのまま出征し  
ていたならば、歩兵第一連隊の死傷率(図3)から考えると、恐  
らく五体満足で帰還できなかったに違いない。

召集解除されて疾病も癒えた清水一等卒の元に、再び召集令状  
が舞い込む。この時、清水一等卒に対して補充召集令状を交付し  
た麻布連隊区司令部には、二つの選択があった。清水一等卒を近  
衛師団要員にするか、第一師団要員にするかである。既に清水一  
等卒は一九〇四年六月で後備兵役に編入されているので、配属は  
各師団で編成した後備歩兵旅団となる。近衛師団要員として九〇  
日の教育を受けた清水一等卒は、一月に近衛後備歩兵旅団配属  
となった。近衛後備歩兵旅団は沙河会戦の終わった一〇月中旬か  
ら奉天会戦まで戦闘に参加しておらず、奉天会戦でも死傷率は三  
・五パーセントに過ぎない。これに対して第一師団で編成された  
後備歩兵第一旅団に配属だった場合、一二月に旅順第三回総攻撃  
で壊滅し、奉天会戦でも田義屯付近の戦闘で潰走したため、死傷  
率はそれぞれ二八・九パーセント、三八・一パーセントとなっ  
ている。

運と不運の狭間で生き残った清水一等卒に対し、勲八等白色桐  
葉章が授与されている。

#### (四) 慣勤兵——嶋田一等卒の場合

陸軍重砲兵一等卒嶋田太吉

図3 下士兵卒死傷率

## 1. 近衛師団

戦 闘 地 名	死傷率 (%)
鴨 緑 江	1.6
様 子 嶺	3.1
遼 陽	16.1
沙 河	13.4
奉 天	20.0

## 2. 近衛歩兵第一連隊

戦 闘 地 名	死傷者 (人)
鴨 緑 江	23
様 子 嶺	54
遼 陽	425
沙 河	223
奉 天	482

## 3. 第一師団

戦 闘 地 名	死傷率 (%)
金州・南山	10.5
旅順 (第一回)	16.1
水 師 營	18.3
旅順 (第二回)	6.5
旅順 (第三回)	29.7
奉 天	40.9

## 4. 歩兵第一連隊

戦 闘 地 名	死傷率 (%)
金州・南山	11.4
旅順 (前哨戦)	16.7
旅順 (第一回)	53.9
旅順 (第二回)	19.7
旅順 (第三回)	58.7
奉 天	16.8

出所：1・3「戦役統計」第六卷第三編作戦『第二 戦闘一覽』より作表  
 2「日露戦史」『近衛歩兵第一連隊歴史』より作表  
 4「東京歩兵第一連隊写真集」45頁明治『明治三十七八年戦役死傷表』より作表

なお2については戦闘参加総数の記述がないため死傷率が計算できない

「徴兵トシテ明治卅一年二月一日東京湾要塞砲兵連隊へ入隊明治卅二年九月十五日逃亡罪ニヨリ重禁固二ヶ月二十日ニ処セラレ 償勤明治卅二年十二月四日除隊 明治卅七年五月五日東京湾要塞砲兵連隊充員召集ニ応ジ日露戦役従軍 明治卅八年八月廿四日砲兵助卒ヨリ一等卒進級」

三鷹村在郷軍人名簿の中に「償勤〇年」と付箋された兵卒が三名いる。現役として服役中に陸軍刑法・一般刑法違反で禁固以上の刑に服した場合、刑に服している期間は現役服役年数に含まれず、同年兵連が満期除隊した後も刑に服していた期間分を引き続き勤務しなくてはならない。この引き続き勤務している期間を「償勤」と言うが、三鷹村在郷軍人名簿では兵役に関する犯罪をおしなべて「償勤〇年」と表示している。この三名の償勤のうち二名が逃亡罪であり、嶋田一等卒も逃亡罪により軍法会議で禁固二ヵ月二〇日の判決を受けている。

嶋田一等卒は、一八九九年に徴集され、現役に服していた当初

は「砲兵助卒」という雑卒であった。雑卒は、同じ兵卒でありながら一般兵卒とは別扱いであり、蔑まれる存在であった。雑卒が誕生した背景には、近代戦争での膨大な軍需物資がある。西南戦争では、前線への補給のために大量の軍夫を雇ったが、賃金が高く且つ軍規も課すことができなかった。この反省により「輜重輪卒」という新職種が創設され、兵卒と同様に徴集されるようになった。その後、日清戦争の経験により後方兵站が確立され、輜重輪卒の増徴、砲弾消費増大による砲弾輸送のための「砲兵助卒」・戦傷率向上による患者担送のための「看護卒」が新設された。即ち雑卒とは軍夫の代用であり、名称は違えども内容は運搬夫である。このような任務は余り好まれず、徴兵検査で雑卒に決定した壮丁は意気消沈した。雑卒は戦時要員であるので、現役在営期間が輜重輪卒三ヵ月、砲兵輪卒・看護卒四ヵ月と短い、砲兵助卒は常に臨戦体制にある要塞砲兵の支援であるため一年とやや長い。

嶋田助卒が逃亡した理由は、恐らく軍隊内の不条理によるものであろう。在営三年という通常の現役兵に比べて、在営一年と短い砲兵助卒ですら逃亡するという根底は、民衆の兵役に対する厭嫌に他ならない。当時の徴兵忌避の実態として、一九一二年南多摩郡「徴集免除名簿」では、三〇九名中三人もの徴兵忌避による失踪者を出している。徴兵検査時の失踪は徴兵令違反に問われ、欠席裁判の後に官憲による捜査・官報への住所氏名掲載などが兵役の終了する四〇歳まで行われる。また、兵営での逃亡については、六日以内（戦時は三日以内・敵前は経過日時無し）に復帰すれば懲罰令の対象であり、軽営倉・重営倉で済む。しかし六日以上経過すると陸軍刑法の対象になり、懲罰令より重い処断が下される。嶋田助卒も禁固二ヵ月二〇日という重い判決を受けているので、陸軍刑法に拠るものと考えられる。

雑卒で逃亡罪の前科を持つ嶋田助卒に充員召集令が下るのは、一九〇四年五月のことである。東京湾要塞砲兵連隊では、敵艦隊警戒のため開戦直後から緊急配備にあったが、同時に備付けの大口径砲を攻城砲として戦地へ派遣していた。嶋田助卒の在郷軍人名簿に戦地派遣の記載はないので、復員まで戦地には行かず、東京湾要塞で海上警戒にあたっていたと思われる。

嶋田助卒の召集中に陸軍服役条例が改正され、雑卒も一般兵卒へ進級できる規定が設けられた。嶋田助卒もこの規定により、蔑まされる雑卒から砲兵一等卒へと進級した。そして戦後の論功行賞で勲八等瑞宝章が授与された。しかし、決して逃亡罪が帳消しになった訳ではない。なぜなら「北多摩郡叙勲者名簿」の嶋田一

<sup>20</sup>等卒の欄には、赤字で「犯罪」との記載がなされているからである。

### 三 兵卒のその後

日露戦争は終了した。三鷹村の総出征者と戦死者数は、『三鷹市史』『北多摩郡誌』『東京府統計』などに記載がない。三鷹村の実数は確認できないものの、出征軍人の戦死率六・三パーセント、入院以上の負傷者を含む戦死傷率二〇・一パーセントという数字から考えると、生き残れた者は幸せであった。

しかし、日露戦争という未曾有の大戦争が終わっても、兵卒としての服役は続いている。毎年一回の簡閲点呼、予・後備服役中四回の勤務演習召集などに応じなくてはならない。また、在郷軍人名簿に「近第一」などの付箋が貼ってあるが、これは近衛師団第一動員として充員召集令状が作成されていることであり、戦時により動員令が下されると、直ちに充員召集令状が交付される仕組みとなっている。このような服役は、兵役の終了する四〇歳まで続くことになる。

日露戦争における論功行賞で、三鷹村からは一一九名の叙勲者、一時金のみ支給者と従軍記章のみの授与者を合わせると一四五名の多数に昇る授賞者を出した。内訳は功四級金鷄勲章一名・同七級七名、勲四等旭日小綬章一名、勲七等青色桐葉章三名（一時金三〇〇円一名・百五十円一名・百円一名）、勲八等白色桐葉章七三名（一時金二〇〇円二名・百五十円二十一名、・百円二名・八十円一九名）同瑞宝章三四名（一時金八〇円二〇名

・七十円二一名・一時金なし三名)、一時金のみ支給者一九名(五〇円八名・三十五円二一名)、従軍記章のみ授章者七名となつている。これら勲記・一時金授賞の基準は、階級・戦地勤務の期間・兵種によって決められる。例えば前項で述べた村越一等卒と嶋田一等卒の場合、勤務年数はほぼ同じでこそあるが、一方が終始第一戦で戦闘した歩兵であり、もう一方が途中まで雑卒であり且つ東京灣要塞という国内勤務であつたため、同じ勲八等でありながら白色桐葉章一時金二〇〇円と瑞宝章一時金七〇円という大きな差が生じた。このことは士官と兵卒の間では顕著であり、山岸上等兵が未曾有の激戦を戦い抜いて功七級金鶏勲章年金一〇〇円であることに對し、一回の戦闘しか参与せず且つ奉天会戦中最も損害の少なかった歩兵第四十六連隊の大隊長であつた岩井中佐が功四級金鶏勲章年金五〇〇円となつている。また、村野三等主計正に至つては、留守師団経理部部長という国内勤務であるにもかかわらず勲四等旭日小授章一時金一〇〇〇円が下賜されている。ここに「一将功成り万骨枯る」の図式がみられる。

日露戦争とは、敗戦で国を滅ぼした太平洋戦争を除けば、戦前期日本が経験した最大の戦争であり、名目上は大國ロシアを下した譽れの戦争である。しかし、實際は講和による停戦であつて賠償金も取れず、植民地獲得以外には膨大な戦費による増税しか残つていなかった。除隊・召集解除となつた兵卒は最大の功労者でありながら市井の中で増税にあえぎ、命を的に得た論功行賞による一時金も平均月収の一〜三ヶ月分に過ぎず、右から左へと消えていったに違いない。数少ない金鶏勲章受賞者も、年金一〇〇

円という額では、現在の賞与一回分程度である。その一方で士官は、名譽と体面を十分に保ちうる年金を得ていた。兵卒にとつての日露戦争は、運の悪い者には死を、そして生き残つ者には「表面上のみの名譽」を与えられたに過ぎない戦争であつた。

## 結

三鷹村在郷軍人名簿は兵卒の経歴の羅列に過ぎない。在郷軍人名簿という特性上、戦死者の記載や、戦争の苦勞話が書いてある訳でもない。しかし、そこからは兵卒の声なき声が聞こえてくる。望まない徴兵、全くの受け身の状態で不意にやってくる召集令状、激戦、逃亡……。そればかりではない。在郷軍人名簿に一枚の記載もない、声なき声もある。この名簿の中には一八九六年徴集の歩兵兵卒が一人もいない。一八九六年徴集の歩兵兵卒は、日露戦争開戦直後の一九〇四年四月に後備役に編入されているので、後備歩兵第一旅団の所屬となつたに違いない。そして、恐らく全員が戦死もしくは戦傷による兵役免除(廢兵)になつたと思われる。

日露戦争において、日本は常備兵力一七万人を召集により総兵力一〇〇万人にまで拡大した。このことは、三鷹村日露戦争参加者の大半が召集による従軍であることを見てもよく分かる。だが、戦時において完全に在郷軍人に依存している日本陸軍の実態はどのような軍隊だったのだろうか。大量の徴兵忌避を無理矢理押さえつける軍隊、一方的に召集令状だけ送つて後は知らん顔の軍隊、指揮官がその無能さを省みずやたらと攻撃失敗して死傷率

だけ高い軍隊、二「将功成り万骨枯る」式の軍隊、このような軍隊は「国民軍」たり得ない。この「国民軍たり得ない軍隊」の存在が、戦前超国家主義の因となった。

三應村在郷軍人名簿が語る内容は、日露戦争のみならず、戦前期日本の縮図のようでもある。

## 註

(1) 『三鷹市史』四二〇頁。

(2) 『北多摩郡誌』一〇・一〇九頁。

(3) 『海軍制度沿革』第五卷二二一～二五二頁。以下、徴兵法令については『海軍制度沿革』第五巻、陸軍召集・服役法令については『法令全書』参照。

(4) 『大分県近代軍事史序説』八四頁に、直入郡都野村役場の場合の日清・日露戦争の兵事事務について「古今未曾有の多忙を極めたり」の記述がある。

(5) 現在、東京都旧東村山町・茨城県旧五箇村の在郷軍人名簿について、所在を確認中

(6) 『近衛歩兵第一連隊歴史』下巻一八頁

(7) 召集の種類は、陸軍召集条例によると平時召集に教育召集・勤務演習召集・婦休兵召集・簡閲点呼、戦時召集には充員召集・補欠召集・臨時召集、国軍最終兵力の国民兵隊を召集する国民兵召集などがある。

(8) 『近衛歩兵第一連隊歴史』下巻二九～二四二頁。

(9) 『日露戦争と日本軍隊』五七頁。

(10) 各兵科別戦死率は歩兵一〇・八パーセント、騎兵二・七パーセント、砲兵一・七パーセント、工兵四・七パーセント、輜重兵一〇・二パーセントであり、歩兵が高率であることが分かる。『日露戦争の軍史的研究』一三〇頁。

(11) 『日露戦争』第九巻によると、奉天会戦での第二師団歩兵連隊死傷者数は、歩兵第一連隊三二六名・歩兵十五連隊一〇一〇名・歩兵第二連隊一二六名・歩兵第三連隊九六七名であり、田義屯の戦闘に直接参与しなかった歩兵第一連隊の死傷者の少なさが窺える。

(12) 『戦役統計』第一巻動員より推定・計算。

(13) 図一の第一師団要員から野戦師団所属者のみ抽出し、騎兵旅団・砲兵旅団・東京灣要塞砲兵連隊・補助輸卒隊・補充隊を除いた。

(14) 『日露戦争の軍史的的研究』一三〇頁。

(15) 『戦役統計』第三巻第一編作戦「第四 召集兵卒教育師団別」によれば、八月一日の補充召集は補充兵に対し九〇日の教育を行っており、恐らく歩兵として教育を受けていない清水一等卒も一緒に教育を受けていたと思われる。

(16) 近衛・第一後備歩兵旅団の死傷率は「戦役統計」第二巻第四編作戦より計算。

(17) 『明治四五年南多摩郡徴集免除名簿』東京都公文書館所蔵。

(18) 『日露戦争の軍史的的研究』二五五頁。

(19) 『横須賀重砲兵連隊史』二九～六四頁。

(20) 『明治三十九年北多摩郡叙勲者名簿』東京都公文書館所蔵。

(21) 『日露戦争の軍史的的研究』一三二頁。

(22) 『明治三十九年北多摩郡叙勲者名簿』東京都公文書館所蔵。

(23) 金鶏勲章受賞者は旭日章も同時に授与されるが、ここでは旭日章受賞者から割愛。

(24) 『日露戦争』第九巻、歩兵第四六連隊の奉天会戦における死傷者

数は二七名に過ぎず、参加歩兵連隊中最も少ない。

(25) 三鷹村在郷軍人中、士官は若井中佐と村野三等主計正の二人のみであり、二人とも上長官(佐官)という高階級で、且つ日清・日露両戦争に参加している。

(26) 後備歩兵第一旅団の死傷率は、旅順第一回攻撃二五・二パーセント、旅順第二回攻撃五六・二パーセント、旅順第三回攻撃二八・九パーセント、奉天会戦三八・一パーセントであり、一七個の後備歩兵旅団の中で最も高い。

#### 主要参考文献

##### ○徴兵制度・法令関係

大江志乃夫『徴兵制』岩波新書、一九八九年

松下芳男『徴兵令制定史』五月書房、一九八一年

加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、一九九六年

『支那事変大東亞戦争動員概史』一九八八年不二出版復刻

季刊『軍事史学』軍事史学会編

内閣官報局編纂『現代法令輯覧』(国会図書館所蔵版のうち、兵事法令収録は一九〇七・一六・一八・二〇・二九年版)

海軍大臣官房編『海軍制度沿革』第五巻、一九三九年(原書房より一九七九年復刻)

海軍大臣官房編『海軍諸例則』第二巻(4)、一九四一年(原書房より一九八六年復刻)

陸軍省編『成規類聚』防衛研究所戦史部図書館蔵

参謀本部編『明治三十七八年日露戦史』偕行社、一九二一・一五年

陸軍省編『明治三十七八年日露戦史』(一九八三年湘南堂書店より

##### ○日露戦争関係

参謀本部編『明治三十七八年日露戦史』偕行社、一九二一・一五年

陸軍省編『明治三十七八年日露戦史』(一九八三年湘南堂書店より

復刻)

陸軍省編『明治三十七八年戦役統計』(一九九四年東洋書林より

『日露戦争統計集』として復刻)

奥村房夫監修『近代日本戦争史 第一編』(桑田悦編) 同台経懇話

会、一九九五年

大江志乃夫『日露戦争と日本軍隊』立風書房、一九八七年

大江志乃夫『日露戦争の軍事的的研究』岩波書店、一九七六年

大江志乃夫『兵士たちの日露戦争』朝日選書、一九八八年

##### ○兵事事務関係

黒田俊雄編『村と戦争―兵事係の記録』桂書房、一九八八年

長岡健一郎『統後の風景―ある兵事主任の回想―』STEP、一九九二年

東村山市史編さん委員会編集『東村山市史研究』第四号、一九九五年三月

吉田豊治『大分県近代軍事史序説』近代文芸社、一九九三年

『久留米師団召集徴発雇用書類』不二出版、一九八五年復刻